

処 分 基 準

令和 8 年●月●日作成

法 令 名：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
根 拠 条 項：第 1 2 条
処 分 の 概 要：特定金属くず買受業の停止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準に関する規程（令和 8 年福岡県公安委員会規程第●号）」のとおり
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課（092）641-4141 内 3186
備 考：

別紙

別紙の内容は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条に基づく特定金属くず買受業者に対する指示に係る処分基準（案）を参照してください。